

# ガス小売市場における競争状況について

平成30年5月15日（火）



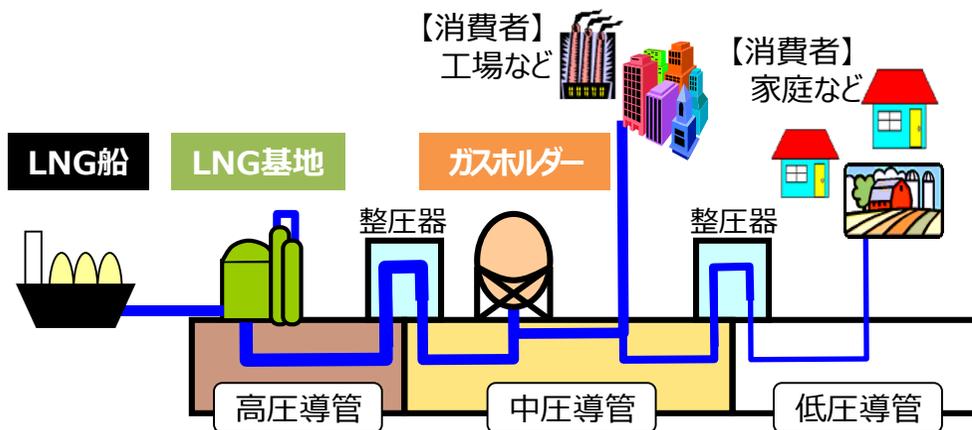
電力・ガス取引監視等委員会  
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

# 日本のガス供給の仕組み

- 家庭などへのガスの供給については、①LNG基地から導管でガスを供給する「都市ガス」、②団地などで簡易なガス発生設備から導管でガスを供給する「簡易ガス」がある。
- 加えて、戸建て住宅などに設置したガスボンベなどでガスを供給する「LPガス」がある。

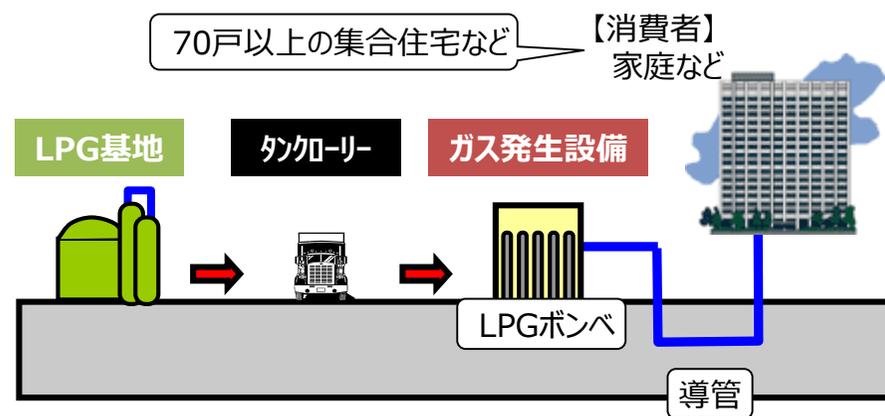
## ①都市ガスの供給イメージ

昨年4月より自由化



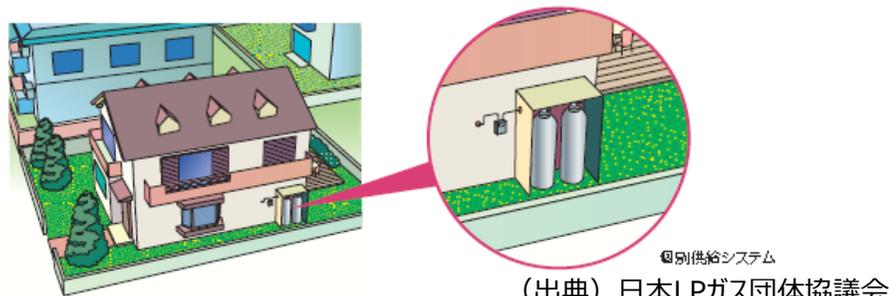
## ②簡易ガスの供給イメージ

昨年4月より自由化



## ③LPガスの供給イメージ

はじめから自由

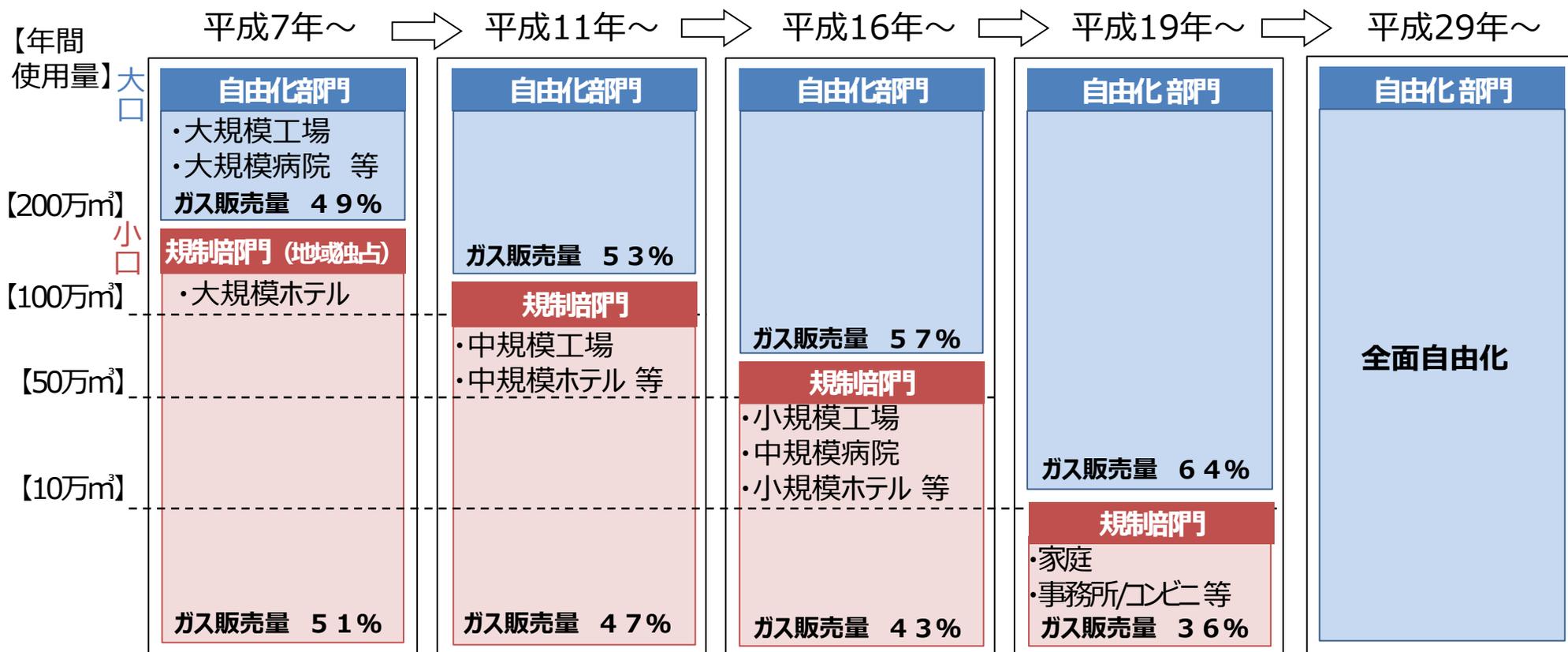


## ■ガスの種別需要家規模（平成27年度）

	需要家件数	ガス販売量
①都市ガス	約2,635万件	363億 $m^3$ /年
②簡易ガス	約117万件	1.5億 $m^3$ /年
③LPガス	約2,450万件	68億 $m^3$ /年

# ガスの小売自由化の経緯

- 都市ガスの供給については、これまで都市ガス会社が独占的に供給してきたが、平成7年から大口を対象とした部分自由化を開始。
- 昨年4月からは家庭を含む全ての都市ガスの利用者が供給元を選べるようになった。



(注1) 小売全面自由化後も、需要家保護の観点から、競争が進んでいない地域においては、経過措置として小売料金規制を存続させる。

(注2) 年間使用量の多寡によって大口・小口に分かれる。各シェアは大手10社のガス販売量に占める大口併合販売量の割合（平成26年度実績）。

# 小売全面自由化によって開放される市場

- 小売全面自由化により、都市ガス会社が独占的に供給していた約2.2兆円の市場が開放される（需要家数は約2,600万件）。
- この結果、合計約5兆円のガス市場において、活発な競争によるコスト低廉化と、消費者の利便性の向上が期待される。

## 自由化部門（大口）

（契約量：10万m<sup>3</sup>/年以上）



工場



ホテル、商業施設、病院等

## 規制部門

（契約量：10万m<sup>3</sup>/年未満）

### 新たに自由化されるガス市場

市場規模

2.2兆円

契約数 一般家庭部門

2,514万件

商店・事業所等

122万件



商店



住宅

## 自由化されるガス市場規模・契約数

（平成27年度）

	市場規模 (単位：億円)	契約数 (単位：万個)		
		一般家庭 部門	商店、 事業所等	合計
東京ガス	7,691	938	47	985
大阪ガス	5,293	594	25	618
東邦ガス	1,739	201	6	207
その他	7,318	781	43	824
合計	22,041	2,514	122	2,635

※合計値が合わないのは、四捨五入による。

（出所）一般ガス事業部門別収支計算書、ガス事業年報

# 自由化後の小売事業者の登録状況

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会  
第8回電力・ガス基本政策小委員会資料（平成30年3月12日）データ更新

- 経済産業省では、2016年8月1日から小売の事前登録申請を受け付け、これまで、56社が登録済。このうち、今回の自由化を機に、越境販売を含め、新たに一般家庭へ供給（予定を含む）しているのは、19社。（2018年5月14日時点）

## 電気事業者（6社）

- ・東北電力
- ・東京電力エナジーパートナー ※1
- ・中部電力 ※1
- ・関西電力 ※1
- ・四国電力
- ・九州電力 ※1

## 旧一般ガス事業者（6社）

- ・東京ガス ※1
- ・日本瓦斯 ※1
- ・東彩ガス ※1
- ・東日本ガス ※1
- ・新日本ガス ※1
- ・北日本ガス ※1

## L Pガス事業者（9社）

- ・河原実業 ※1
- ・レモンガス ※1
- ・サイサン ※1
- ・イワタニ長野
- ・赤間商会
- ・ガスパル ※1
- ・クリーンガス金沢
- ・有限会社ファミリーガス
- ・神崎ガス工業

## 旧大口ガス事業者※2（20社）

- ・朝日ガスエナジー
- ・岩谷産業
- ・三菱ケミカル ※4
- ・テツゲン
- ・仙台プロパン
- ・ネクストエネルギー
- ・上越エネルギーサービス
- ・東京ガスエンジニアリングソリューションズ
- ・北陸天然瓦斯興業
- ・合同資源
- ・鈴与商事
- ・鈴興
- ・富山グリーンフードリサイクル
- ・甲賀エナジー
- ・近畿エア・ウォーター
- ・小倉興産エネルギー ※5
- ・熊本みらいエル・エヌ・ジー
- ・新日鐵住金
- ・プログレッシブエナジー
- ・りゅうせき

（注1）旧一般ガス事業者及び旧簡易ガス事業者のうち、みなしガス小売事業者は除く。

（注2）事業譲渡の場合は除く。

## 旧ガス導管事業者※3（9社）

- ・J X T Gエネルギー ※1 ※6
- ・石油資源開発
- ・国際石油開発帝石
- ・三愛石油
- ・南遠州パイプライン
- ・エア・ウォーター
- ・東北天然ガス
- ・エネロップ
- ・筑後ガス圧送

## その他の事業者（6社）

- ・日本ファシリティ・ソリューション
- ・豊富町
- ・ファミリーネット・ジャパン ※1
- ・HTBエナジー ※1
- ・イーレックス ※1
- ・中央電力 ※1

※1 越境販売を含め新たに一般家庭へ供給（予定を含む）

※2 旧大口ガス事業者 年間ガス供給量 10万m<sup>3</sup>以上の大口需要家へのガスの供給を行う者で、一般ガス事業者、簡易ガス事業者、ガス導管事業者に該当する者を除いた者

※3 旧ガス導管事業者 自らが維持し、及び運用する特定導管により、卸供給及び大口供給の事業を行う者のうち、一般ガス事業者や簡易ガス事業者に該当する者を除いた者

※4 合併により三菱化学から三菱ケミカルに社号変更

※5 エネクスエルエヌエヌ販売から小倉興産エネルギーに事業承継

※6 合併によりJ X エネルギーからJ X T Gエネルギーに社号変更4

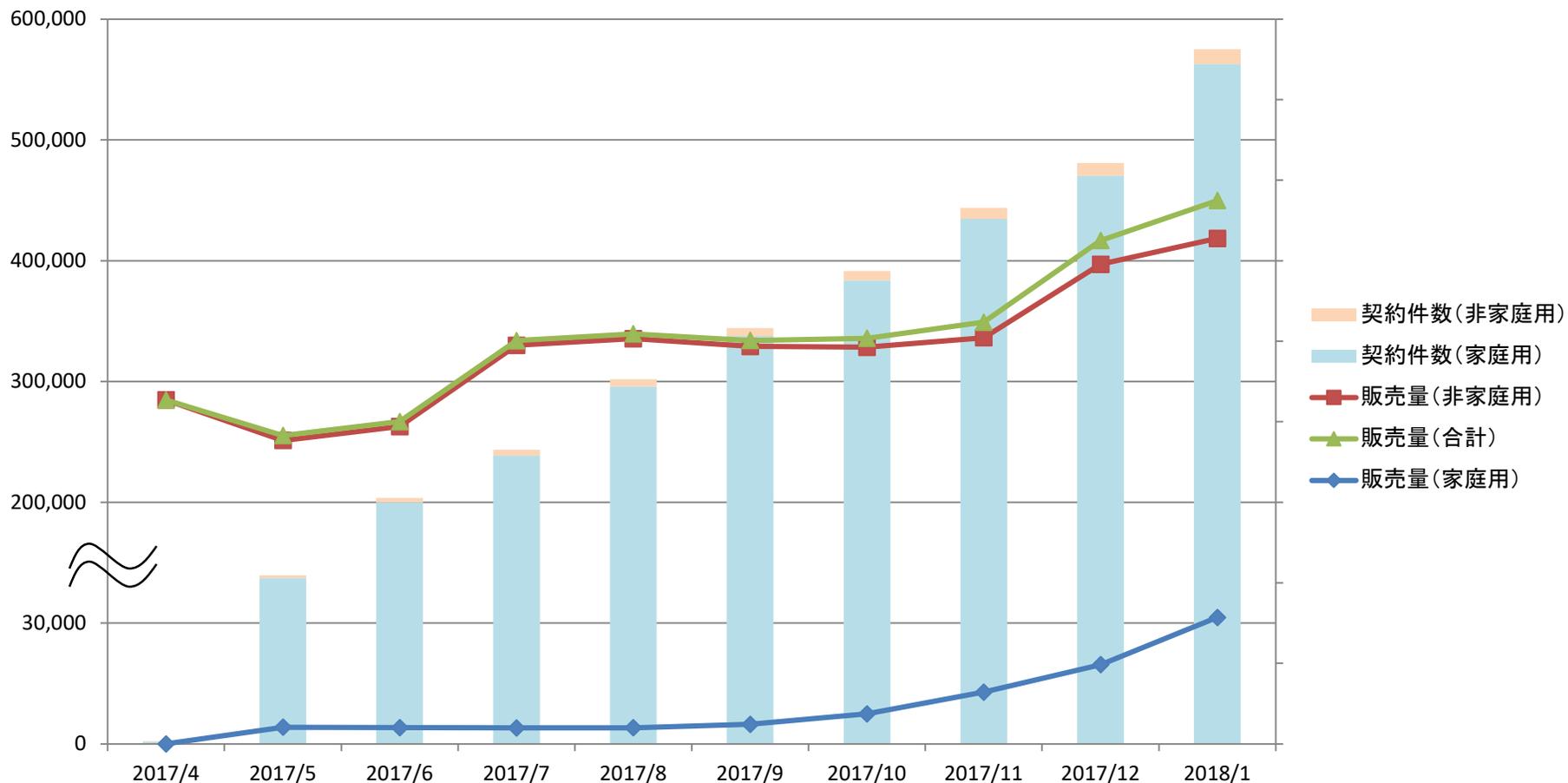
# 新規参入者の販売量・契約件数（家庭用分野・非家庭用分野）

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会  
第8回電力・ガス基本政策小委員会資料（平成30年3月12日）データ更新

- 新規参入者（越境販売を含む）の契約件数は約58万件（2018年1月末時点）となっており、販売量も堅調に推移している。

## 新規参入者（越境販売を含む）の販売量・契約件数推移（2018年1月）

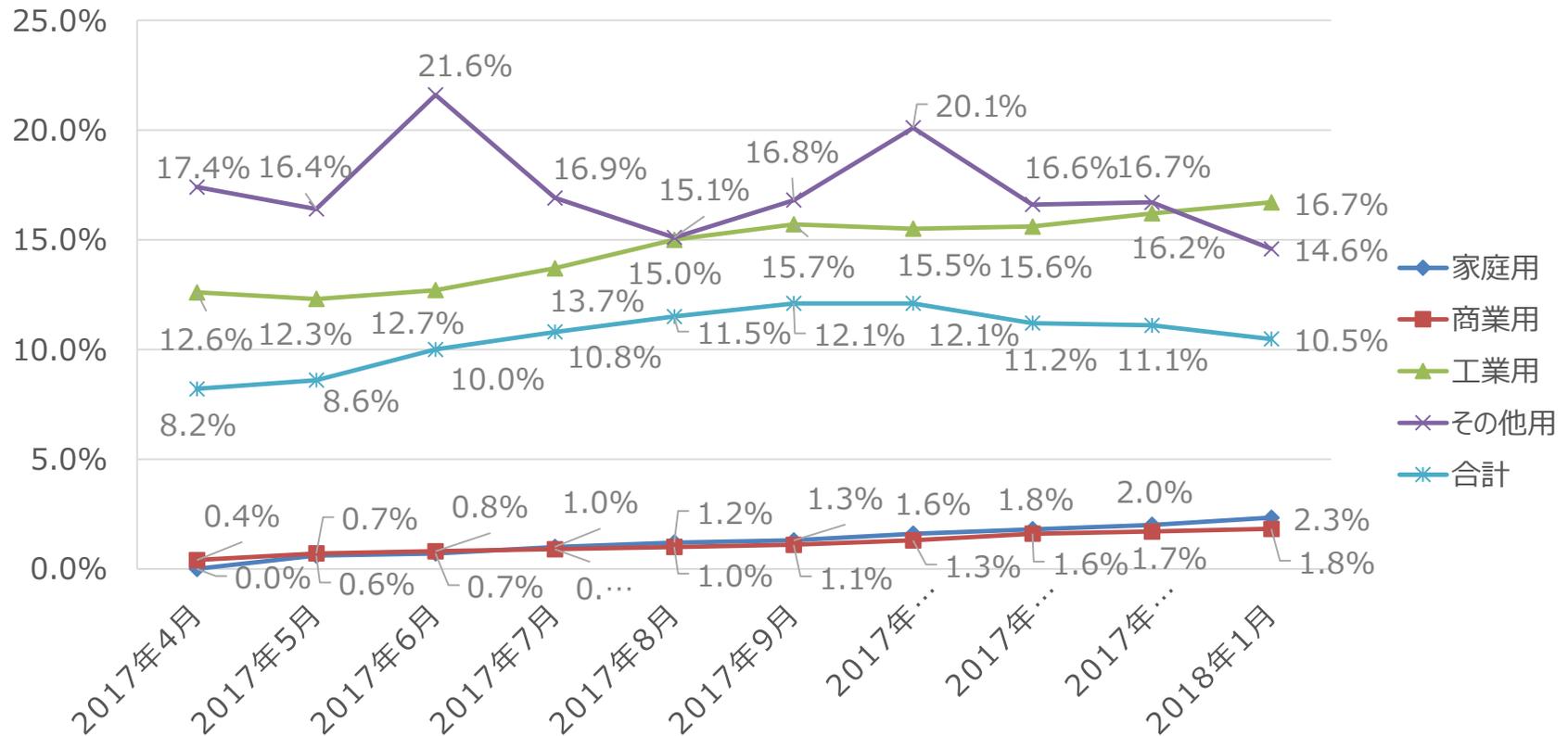
販売量（千 $m^3$ ）、契約件数（件）



# 新規参入者のシェアの推移

- 2018年1月末時点で全販売量における新規参入者の割合は、10.5%となっている。
- 需要種別で見ると、家庭用では2.3%になっており、小売全面自由化を契機として、商業用、工業用についても増加している。

新規参入者シェア推移

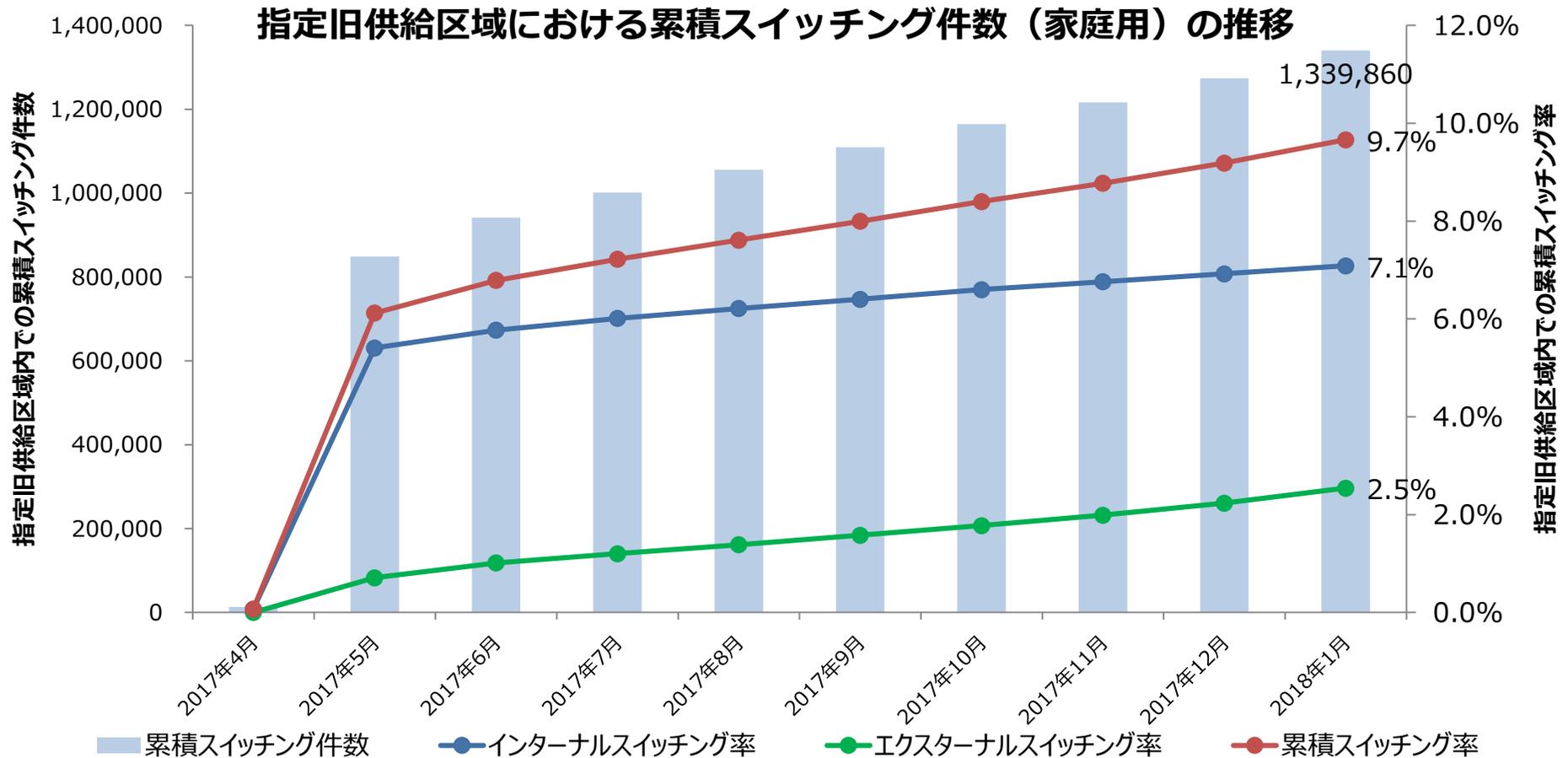


※ 1 その他用とは、商業用、工業用に当たらない官公庁、学校、大公使館、試験研究機関、病院等向けに販売した量を指す。

※ 2 新規参入者には越境参入したみなし小売を含む。

# 指定旧供給区域における累積スイッチング件数（家庭用）

- 2018年1月末時点で指定旧供給区域における累積スイッチング件数は約134万件、累積スイッチング割合は9.7%に達した。なお、総スイッチング件数の73%はインターナルスイッチング（自社内で発生した規制料金から自由料金へのスイッチング）である。



\*1累積スイッチング率は、当該月の累積スイッチング件数を当該月の契約件数（家庭用）で除することによって算定した。

\*2対象は経過措置指定を受けている12供給区域

\*3インターナルスイッチングとは自社内で発生した規制料金から自由料金へのスイッチング、エクスターナルスイッチングとは規制料金から新規小売へのスイッチングを指す。

- 都市ガス会社のスイッチング手続き等について、スイッチング業務フローや検索可能情報を標準化し、電力と同等程度の仕組みを目指すことが第24回ガスシステム改革小委員会において整理された。
- しかし、実際にはスイッチング業務フロー等の標準化は不十分であり、導管事業者毎に業務フローやフォーマットが異なることが、複数のエリアに参入する事業者の業務コストの増加を招き、新規参入者の負担となっていることが、前回の制度設計専門会合で新規参入者より指摘された。

## スイッチング手続き等に関する ガスシステム改革小委員会での整理

- 電力広域機関のようなスイッチング支援システムは構築されないものの、各一般ガス導管事業者のスイッチング業務フローや検索可能情報を標準化することで、同等程度の仕組みを目指す
- 大手3社については、個社毎に状況に応じた情報システム対応を行う予定（電気のスイッチングシステムを参考に、「託送契約手続機能」と「情報検索機能」を装備予定）

第24回ガスシステム改革小委員会（2015年10月19日）資料8  
「スイッチング（供給者切替）を円滑に進めるための仕組み」の検討状況について（日本ガス協会）2ページより抜粋

## スイッチング手続き等に関する 新規事業者からの要望

- 多くのガス会社はスイッチングシステムを持たないため、お互いに手作業が多く発生し、多大な労力（コスト）を要する。また、手続に必要なフォーマットや所要日数が統一されていない。
- このため、特に複数エリアの参入を前提とした、効率的な業務の実施体制の構築が困難。  
⇒ 統一するには、各導管事業者に対し、個別にお願いに回る必要

第24回制度設計専門会合（2017年11月28日）資料3-1  
新規参入ガス小売から見たガス全面自由化における課題について（東京電力エナジーパートナー株式会社・中部電力株式会社・関西電力株式会社）5ページより抜粋

# ガスのスイッチング環境等の整備に向けた課題と今後の方針

電力・ガス取引監視等委員会  
第25回制度設計専門会合資料（平成29年12月26日）

- スwitching環境等の整備に向けて、ガス導管事業者の多くが中小企業であることを踏まえつつ、以下4つの項目のばらつきを可能な限り揃えていくことが重要である。
- 日本ガス協会が行ってきたswitching業務等の標準化状況と今後の対応方針を確認・整理するとともに、switching環境等の更なる整備を促進していく。

## ガスのスイッチング環境等の整備に向けた課題

### ①フォーマット

- ◆ 手続きに用いるswitching申込み票や消費機器調査票などについて、導管事業者オリジナルのフォーマットを指定される。
- ◆ 供給地点特定番号が17桁でない、17桁であっても前3桁が導管コードとなっていない。

### ③要求情報

- ◆ switching手続きに本来不要な14条書面やお客様申込書といった情報を追加的に要求される。
- ◆ 保安水準担保のため、消費機器の自主保安に関する個社独自の情報を要求される。

### ②情報共有手段

- ◆ Excel・CSV形式によるファイル共有を許容してもらえず、PDF形式といったデータの読み取りが困難な形式でのやりとりを指定される。
- ◆ メールアドレスを持っていないあるいは機密情報漏えい防止の理由から、郵送、FAXでの帳票提出を求められる。

### ④その他

- ◆ switching申込み報告の期限（目安は「5営業日前」までに報告）や閉開栓報告（目安は「速やかに」報告）が導管事業者毎に異なる場合がある。

# LNG基地の第三者利用制度の概要（1 / 2）

- 改正後のガス事業法においては、LNG基地を維持・運用する者を「ガス製造事業者」として位置付け、ガス製造事業者は、①LNG基地の第三者利用に係る料金等の条件を定める「ガス受託製造約款」を制定しなければならないことに加え、②正当な理由がなければ、そのLNG基地の利用に係る第三者からの依頼を拒んではならないこと等が求められている。
- ガス製造事業者が第三者に対して請求するLNG基地の利用に係る料金について、「同一条件同一料金」とすることとされている。

## ①ガス製造事業者が第三者にそのLNG基地を利用させる場合における料金の考え方について

「適正なガス取引についての指針」にて、問題となる行為として記載。

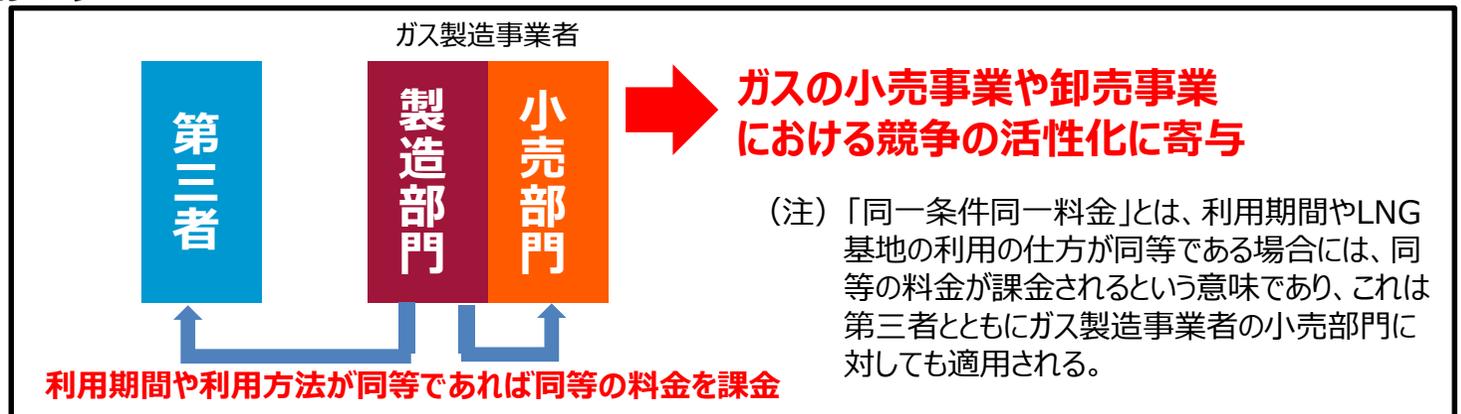
イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

③第三者利用における差別的取扱い

（前略）ガス製造事業者が、ガス受託製造の条件（利用期間、利用態様等）が同一であるにもかかわらず、自己又はグループ内のガス小売事業者に比べて、その他の者に対して料金を高く設定するなど、ガス受託製造に関し、特定の者に対して不当に高い料金を設定することは、ガス事業法上問題となり、経済産業大臣による当該行為の停止・変更命令（同法第92条第2項）の対象となり得る。

出所) 適正なガス取引についての指針 19ページ

### 第32回ガスシステム 改革小委員会での整理



# LNG基地の第三者利用制度の概要（2 / 2）

## ② LNG基地の第三者利用を拒否することができる正当な理由について

「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」に、具体例として以下の3つを提示。

- ① 第三者が、ガス製造事業者のLNG基地における棧橋、タンク、気化器などの余力の範囲（注1）を超えて第三者利用を行おうとすることにより、ガス製造事業者が行う事業の遂行に支障を生じさせるおそれがある場合（注2）
- ② 第三者が持ち込もうとするLNGの品質がガス製造事業者のLNGの品質と著しく異なることにより、当該LNG基地の運営に支障を生じさせるおそれがある場合
- ③ 災害その他非常の事態が発生したために保安を確保する必要があり、ガス製造事業者が行う事業に支障が生じている場合など、ガス受託製造を行うことができない場合

出所）ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について I ガス事業関係 第一 審査基準 第52条

（注1）「余力の範囲」とは、棧橋、タンク、気化器などの設備の総能力から、当該LNG基地に係るガス製造事業者がその需要家の需要変動に対応したり、ネットワークの安定供給を維持するために必要となる最大設備能力等を控除したものである。なお、余力があるか否かの判断については、設備ごとに行われることが一般的であり、ガス受託製造は、これら一連の設備に余力がある場合に行われることとなる。

（注2）LNG基地の第三者利用を行う際には、第三者とガス製造事業者との間で具体的な料金や契約期間等を定めた契約が締結されることとなるが、当該LNG基地に余力があるか否かの確認については当該契約を更新する度に行われることとなる。ただし、契約期間中にガス製造事業者が「余力の範囲」を変更させ、第三者による当該LNG基地の利用を中止することは認められない。

\*注釈は第32回ガスシステム改革小委員会事務局資料 8ページ（2016年5月24日）にて提示

# LNG基地利用の促進について

- 電力・ガス取引監視等委員会は、ガス製造事業者から定期的に申込状況等の報告を受けることで、LNG基地の第三者利用の状況を把握している。
- また、LNG基地利用の促進に向けて、既に第27回制度設計専門会合（平成30年2月23日）にて議論を開始しており、今後、①製造設備余力（設備余力の判定方法、余力情報の開示）、②基地利用料金（料金算定方法、料金情報の開示）、③利用申込に必要な情報について検討していく予定である。

## 取引監視等委員会の取組

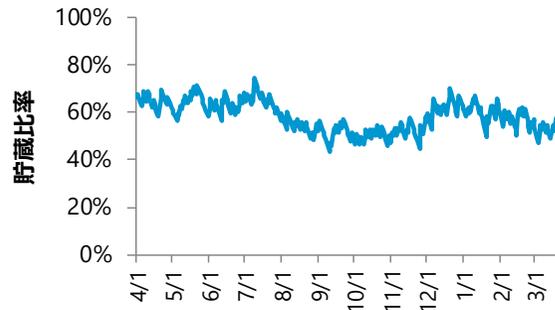
- ガス製造事業者（ガスの製造に供するタンク容量20万kL以上のLNG基地を維持、運用する事業者）から、四半期に一度定期報告徴収にて、基地利用の申込状況等の報告を受けている。
- なお、昨年12月末時点において第三者によるガス製造事業者への利用申請は2件
- 制度設計専門会合にて、基地利用の促進に向けた取り組みを推進中

## 製造設備余力の判定方法

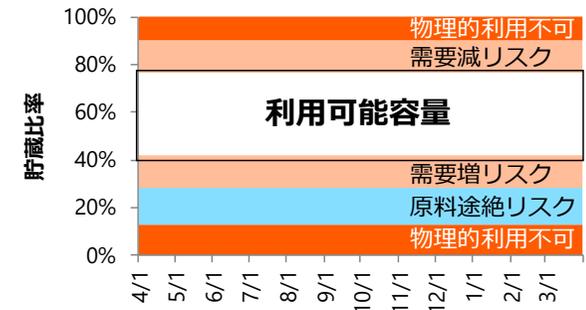
（出典）第27回制度設計専門会合 資料3 LNG基地第三者利用の促進について 13,14ページより抜粋

判定方法 (現状)	(1)需給計画に基づき算出したタンク貯蔵量の見通しと(2)タンク設備容量から必要なリスクを除いた利用可能容量を基にタンクの貯蔵余力を判定する。
基地利用者の意見	リスク容量に関する具体的な考え方、数量を製造事業者は示していないため、リスク容量がどの程度存在し、利用可能容量がどの程度あるのか基地利用者は把握することができない。

(1) タンク貯蔵量の見通し



(2) 利用可能容量



タンク設備容量から必要なリスクを差し引いて利用可能となる容量を算出

# 経過措置料金規制に係る指定解除について

電力・ガス取引監視等委員会第24回制度設計専門会合資料  
(平成29年11月28日) 一部加筆

- 資源エネルギー庁は、指定を行った地域の競争状況を確認するため、ガス関係報告規則に基づき、経過措置料金規制が課された事業者から3ヶ月ごとに報告を徴収している。
- 仙南ガス、浜田ガス、エコアの3社は、ガスシステム改革小委員会における議論を受けて策定した解除基準を満たしていることから、2018年3月1日に指定の解除が決定された。

※旧簡易ガス事業者については、経過措置料金規制が課された1730団地のうち、246団地の指定解除が決定されている。

## 【指定中の旧一般ガス事業者】

所管	事業者	指定解除基準
本省	東京ガス（東京地区等）	満たさない
	大阪ガス	満たさない
	東邦ガス	満たさない
東北	<b>仙南ガス</b>	<b>満たす</b>
関東	京葉ガス	満たさない
	京和ガス	満たさない

所管	事業者	指定解除基準
関東	日本ガス（南平台・初山地区）	満たさない
	熱海ガス	満たさない
近畿	河内長野ガス	満たさない
中国	<b>浜田ガス</b>	<b>満たす</b>
九州	<b>エコア（100MJ地区）</b>	<b>満たす</b>
	南海ガス	満たさない

## 【経過措置料金規制の指定解除基準（一般ガス事業者関係）】

以下のいずれかに該当するか否か

- ① 都市ガス利用率が50%以下
- ② 一般ガス事業者による需要家獲得件数×1/2 ≤ 他のガス小売事業者・他燃料事業者による需要家獲得件数（注）  
※直近3年間の合計ベース。
- ③ 他のガス小売事業者のシェアの合計が10%以上であり、その者に十分な供給余力がある
- ④ 小売料金が3年間連続して下落しており、かつ、経過措置料金メニューの需要家 ≤ 自由料金メニューの需要家

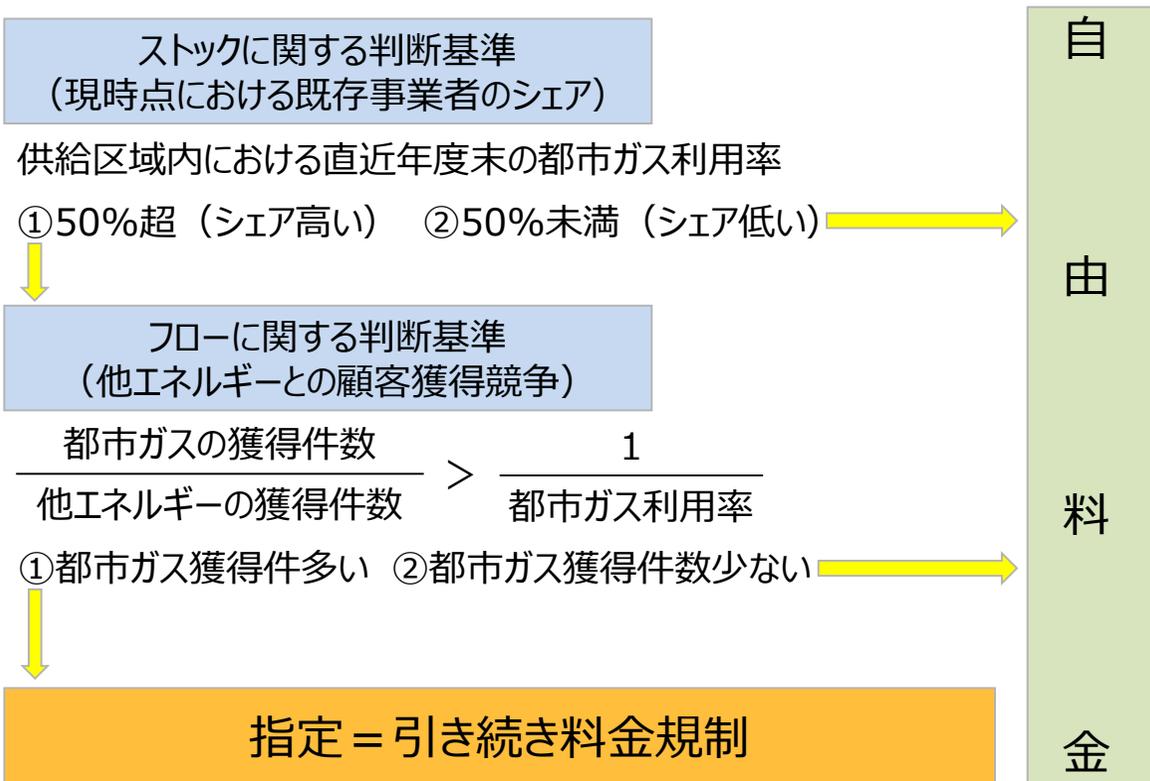


（注）他のガス小売事業者による需要家獲得件数が、「≤」のトリガーとなった場合には、当該他のガス小売事業者に十分な供給余力があることに加え、都市ガスの小売全面自由化に係る認知度が小口需要において50%以上であることを追加的な要件とする。

# (参考) 自由化当初の一般ガス事業者の経過措置料金規制に係る指定について

- 小売全面自由化後、ガス小売事業者は、原則、自由に料金を設定する。
- ただし、需要家保護のため、他のガス小売事業者や、LPガス・オール電化等の他のエネルギーとの十分な競争が認められない場合、指定旧供給区域等に指定され、引き続き料金が規制される。
- 具体的には、以下の指定基準に基づき事業者を指定。

## <指定基準>



〔ただし、獲得・離脱件数が著しく少ない場合 (年平均1%以下) 等は、適正な競争関係が確保されているとは評価し難いとして、指定する。〕

担当局	指定対象事業者 (一般ガス事業者)
本省	東京瓦斯 (東京地区等)
	大阪瓦斯
	東邦瓦斯
東北	仙南ガス
関東	京葉瓦斯
	京和ガス
	日本瓦斯 (南平台・初山地区)
	熱海瓦斯
近畿	河内長野ガス
中国	浜田ガス
九州	エコア (100MJ地区)
	南海ガス

※簡易ガス事業者も同様の基準により、432事業者、1,730供給地点群を指定旧供給地点に指定。

# 特別な事後監視について

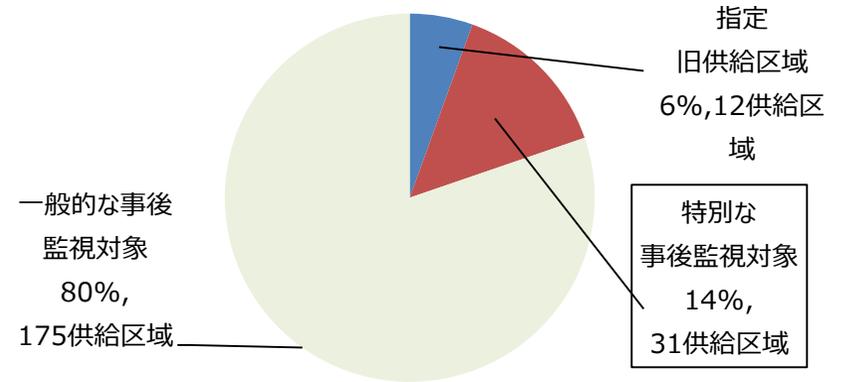
- 当委員会では、一般的な監視に加え、経過措置料金規制が課されない、又は経過措置料金規制が解除されたガス小売事業者のうち、旧供給区域等における都市ガス（又は簡易ガス）の利用率が50%を超える事業者を対象として、ガス小売料金の合理的でない値上げが行われないよう、当該旧供給区域等の料金水準について報告徴収を行っている。（これまでに問題となるような事例は認められていない。）

## 対象事業者

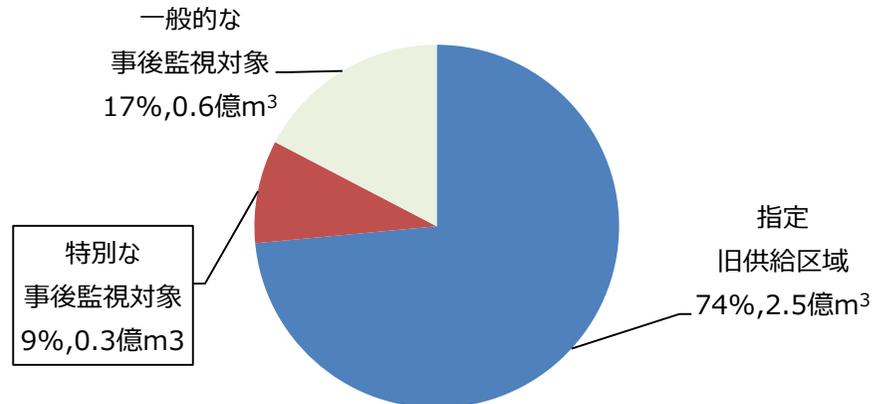
・経過措置料金規制が課されないガス小売事業者のうち、供給区域等における都市ガス（簡易ガス）利用率が50%を超える事業者

- 旧一般ガス事業者：24事業者31供給区域（全205事業者218供給区域）
- 旧簡易ガス事業者：315事業者915団地（全1,375事業者7,432団地）

## 旧一般ガス事業者における監視対象区分（供給区域数ベース）



## 旧一般ガス事業者における監視対象区分（販売量ベース）



## 対象期間

・小売全面自由化後3年間とする。ただし、当該事後監視期間内に合理的でない小売料金の値上げを行ったと判断される場合には、期間を3年間延長する。

# 特別な事後監視の結果公表について

- 四半期ごとに特別な事後監視の結果について公表している。現時点までに計2回プレスリリースを行い、特別な事後監視の対象となっている事業者のうち、合理的でない値上げを行った事業者は確認できなかった。
- 他方、料金改定（値上げ）の際に、需要家が当該内容を正確に認識することを妨げる恐れのある説明を行っていた事例があったため、こうした行為を行った事業者に対して文書による指導を行った。

平成 29 年 9 月 14 日  
電力・ガス取引監視等委員会

ガスの特別な事後監視について(第1回)

**(趣旨)**  
ガスシステム改革小委員会において、経過措置料金規制が課されない、又は経過措置料金規制が解除されたガス小売事業者のうち、旧供給区域等における都市ガス(又は簡易ガス)の利用率が50%を超える事業者については、「特別な事後監視」として、ガス小売料金の合理的でない値上げが行われないよう、当該旧供給区域の料金水準(標準家庭における1ヶ月のガス使用量を前提としたガス料金)を、3年間監視することとされています。  
本年4月から6月を対象とした「特別な事後監視」の結果について公表します。

**1. 調査の概要**

(1) 対象事業者・供給区域等

- ① 経過措置料金規制が課されないガス小売事業者のうち、供給区域等における都市ガス(簡易ガス)利用率が50%を超えている事業者
  - 旧一般ガス事業者: 24事業者31供給区域
  - 旧簡易ガス事業者: 315事業者915団地

(2) 事業者からの報告事項

- ① 第一回での報告徴収では、対象となる事業者より以下の情報を収集した。
  - 平成29年3月～6月の標準家庭における1ヶ月のガス使用量及び当該ガス使用量を前提として算定したガス料金(月次)
  - 平成28年4月～平成29年6月の原料費調整額(月次)
  - 平成28年4月～平成29年6月の家庭用におけるガス販売量及び販売額(月次)

**2. 調査結果**  
平成29年4月から平成29年6月までの間を対象として実施した「特別な事後監視」において、問題となるような事例は認められなかった。

以上

平成 30 年 3 月 29 日  
電力・ガス取引監視等委員会

ガスの特別な事後監視について(第2回)

**(趣旨)**  
ガスシステム改革小委員会において、経過措置料金規制が課されない、又は経過措置料金規制が解除されたガス小売事業者のうち、旧供給区域等における都市ガス(又は簡易ガス)の利用率が50%を超える事業者については、「特別な事後監視」として、ガス小売料金の合理的でない値上げが行われないよう、当該旧供給区域の料金水準(標準家庭における1ヶ月のガス使用量を前提としたガス料金)を、3年間監視することとされています。  
平成29年7月から9月を対象とした「特別な事後監視」の結果について公表します。

**1. 調査の概要**

(1) 対象事業者・供給区域等

- ① 経過措置料金規制が課されないガス小売事業者のうち、供給区域等における都市ガス(簡易ガス)利用率が50%を超えている事業者
  - 旧一般ガス事業者: 24事業者31供給区域
  - 旧簡易ガス事業者: 315事業者915団地

(2) 事業者からの報告事項

- ① 第2回での報告徴収では、対象となる事業者より以下の情報を収集した。
  - 平成29年7月～9月の標準家庭における1ヶ月のガス使用量及び当該ガス使用量を前提として算定したガス料金(月次)
  - 平成29年7月～平成29年9月の原料費調整額(月次)
  - 平成29年7月～平成29年9月の家庭用におけるガス販売量及び販売額(月次)

**2. 調査結果**  
平成29年7月から平成29年9月までの間を対象として実施した「特別な事後監視」において、合理的でない値上げと認められるような事例は認められなかった。  
他方、今回の監視の中で、料金改定(値上げ)の際に、需要家が当該内容を正確に認識することを妨げる恐れのある説明を行っていた事例があったため、こうした行為を行った事業者に対して文書による指導を行った。

以上